

地震！この建物大丈夫？

被災建築物応急危険度判定



被災建築物応急危険度判定とは…

地震により被災した建物が、その後に発生する余震等で倒壊したり物が落下して、人命に危険をおよぼす恐れがあります。そのため、被災後すぐに、地方公共団体により、応急危険度判定士が被災建物の調査を行い、その建物が使用できるか否かを応急的に判定することをいいます。この調査は無料です。また罹災証明のための被害調査ではありません。



(赤紙)この建物に立ち入ることは危険です



(黄紙)この建物に立ち入る場合は十分に注意して



(緑紙)この建物は使用可能です

応急危険度判定士とは…

応急危険度判定士は、都道府県知事が認めた建築技術者で、ヘルメットシール、腕章等で明示され、身分を証明する判定士登録証等を常時携帯しています。



調査結果の表示は…

応急危険度判定による調査結果は、「危険」・「要注意」・「調査済」の三種類のステッカーで、建物の出入口等の見やすい場所に表示します。

判定結果に対する問い合わせ先は、判定ステッカーに記入されています。

お問い合わせ先

被災建築物応急危険度判定実施本部
(三鷹市都市整備部建築指導課)
電話 0422-29-9746

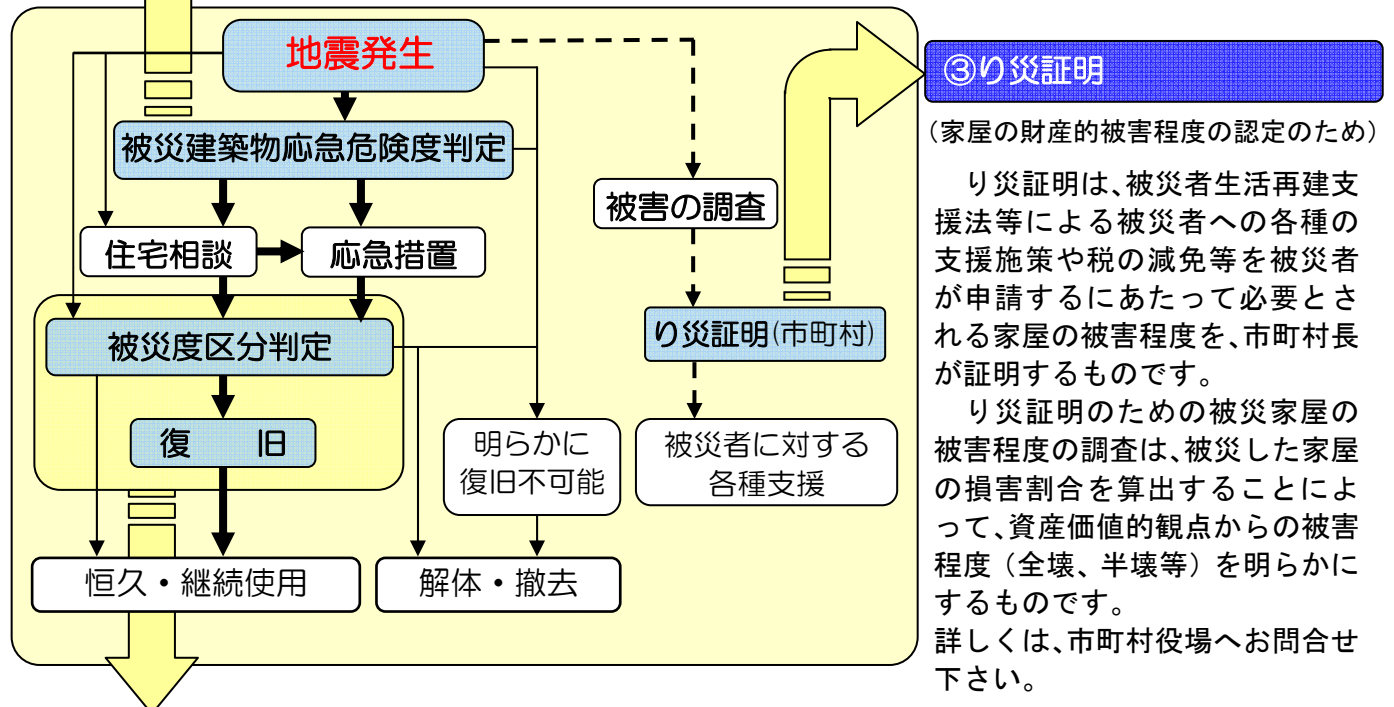
地震被災後の建築物の判定

地震被災後の建築物の判定には3種類あります。

- ①被災建築物応急危険度判定（地震直後できるだけ早急の実施）
- ②被災度区分判定（地震後、建築物の復旧対策検討のために実施）
- ③り災証明（地震後、復旧対策のための公的支援の必要により実施）

①被災建築物応急危険度判定（地震直後に二次災害防止のため）

地震直後、早急に、余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から生ずる二次災害を防止するとともに、被災者がそのまま自宅にいてよいか、避難所へ避難したほうがよいかなどを判定するために公共団体が行う調査です。詳しくは表面参照

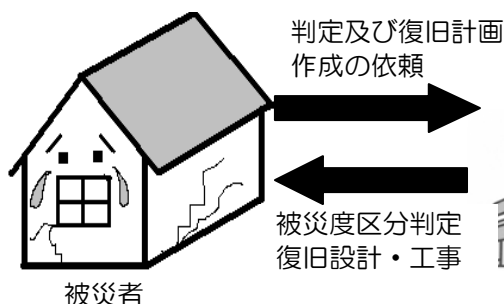


②被災度区分判定と復旧（応急危険度判定後に被災建築物の復旧のため）

大地震により被災した建築物の残存耐震性能を把握し、その建築物に引き続き住む、あるいは建築物を使用するため（恒久・継続使用）にどのような補修・補強をしたら良いか建築の専門家が詳細に調べて判定を行い、復旧の方法を決定します。

※判定及び復旧計画の作成には一定の費用がかかります。

詳しくは、市町村役場へお問合せ下さい。



被災度区分判定は所定の講習会を受けた建築士事務所などの専門の技術者が行います。

建築士事務所等